

第6期神奈川地方労働審議会
第1回労働災害防止部会議事録

開催年月日	平成25年5月9日(木)
開催場所	神奈川労働局大会議室
記録者	神奈川労働局労働基準部監督課

【事務局】

定刻になりましたので、第6期神奈川地方審議会第1回労働災害防止部会を開催いたします。

監督課の古屋と申します。審議に入る前の進行をさせていただきます。

本日の会議は、公益委員2名、労働者代表委員2名、使用者代表委員1名の合計5名の委員の方々の御出席をいただいております。

したがいまして、本会議につきましては地方審議会令第8条第1項により定数を満たしており、有効に成立していることを御報告いたします。

また、当部会は神奈川地方審議会運営規定第5条により原則公開することとなっており、去る4月23日から30日までの間、公開に係る公示を行ったところですが、所定の期日までに傍聴に係る申し込みはございませんでしたので、その旨併せて御報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、神奈川労働局労働基準部長の伊津野から開会の御挨拶を申し上げます。

【労働基準部長】

ただいまご紹介いただきました、神奈川労働局で労働基準部長を務めております伊津野と申します。4月1日付けで兵庫労働局の労働基準部長から着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

先生方には常日頃から労働行政、私どもその中でとりわけ労働基準行政の推進につきましては、平素からご協力いただきこの場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、今日の労働災害防止部会でございますが、議題といたしましては、神奈川第12次労働災害防止推進計画案を策定いたしましたので、労働災害防止部会の皆様方からご意見を頂戴するということでございます。

この計画というものがどういう性格を持つのかについては、後に担当課長から説明させますが、概要を私の方からお話しさせていただきます。

労働基準行政というのは、大きく3つの使命がございます。一つ目は、神奈川県内では約23万の事業場があり、そこで働いておられる方が320万人おられますが、その方々につきまして、労働時間や賃金の支払いといった最低労働条件が守られている状態を作り出す、万が一守られていなければ違反を終息させるということでございます。2つ目は、その職場で働いておられる方が、その仕事の原因でけがをする、病気になる、悲しいことですが死亡されるといったことが、一人でも減るようにすること、3つ目が、万が一労災によってけが、病気などをされた方につきましては、迅速、公正な労災保険による救済を行うということでありまして。

今日はその中で、一人でも労災による死亡、病気、けがを減らすための今後5年間の施策について、私どもが取りまとめましたものをご審議いただくということになります。

私どもがそれに関しまして所掌している法律は、労働安全衛生法です。おさらいの意味で申し上げますが、第1条に目的が書いてございまして、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、例えばカバーをつけましょうとか手すりを設けましょうといったこと、責任体制の明確化、例えば安全管理者を置きなさいとか総括安全衛生管理者を置きなさいといったこと、及び自主的活動の促進、例えば作業場巡視をしなさいといったことがありますが、そういった措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的ととなっております。今日の肝は、職場における労

働者の安全と健康の確保、そのための計画ということになっています。

ちょうどそのための資料として資料2を用意させていただきましたが、法律の目的そのものは一人でもけが人、病人をなくすということでございますけれども、国といたしましては、労働災害防止計画を法第6条に基づいて定めることになっております。労働災害防止計画というのは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を、厚生労働大臣が5年ごとに中期計画を定めております。これにつきましては、去る2月25日に策定され公表されております。

今日、ご審議いただきますのは、神奈川第12次労働災害防止推進計画案でして、大臣の定めたものがオールジャパンの目標、対策だとすると、私どもは神奈川県内の産業構造にマッチした形で、一人でもけが人を減らす、一人でも病人を減らす対策を立てるのが任務であり、その案を今回策定したということでございます。案の段階でございますので、皆様方のご意見を聞いたうえで、神奈川労働局長が、今後、策定して公表するというようにしております。

以上、今日の会議の目的、そしてご審議いただく神奈川第12次労働災害防止推進計画の位置づけについてお話をさせていただきました。どうぞ忌憚のないご意見を賜りますよう、お願いいたします。

【事務局】

それでは、第6期審議会としての初の部会開催でありますので、最初に部会長の選出をお願いします。部会長は地方審議会令第6条第5項により、公益代表委員の中から選出することとなっております。松本委員、浅海委員いかがでしょうか。

【浅海委員】

経験豊富な松本委員にお引き受けいただきたいと思います。

【事務局】

ただ今、浅海委員から部会長に松本委員を推薦する旨の御発言がありましたが、労働者代表、使用者代表の各先生方いかがでしょうか。

【各委員】

よろしくをお願いします。

【事務局】

全員の御賛成がありましたので、松本委員に部会長をお願いいたします。

それでは、選出されました松本部会長に一言ご挨拶をお願いいたします。

【松本部会長】

神奈川新聞の松本です。ただいま部長からお話がありましたように、産業構造の変化、また社会構造の変化ということで、その中で労働災害の形態とか発生要因などが非常に多様化しているようです。後ほど事務局からご説明があると思いますが、そういった事態への対応も推進計画に求められているということで、今回新たな計画を神奈川労働局で作られました中身について、委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただいて、一件でも労働災害を減らすという目的に進みたいと思いますので、ご協力よろし

くお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。これからは、神奈川地方審議会運営規定第4条により、議事進行を松本部長にお願いいたします。

【松本部長】

それでは、早速議事に入りたいと思いますが、最初に部長代理の選任を行いたいと思います。

地方審議会令第6条第7項により、公益委員の中から部長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

浅海委員に部長代理をお願いいたします。

【浅海委員】

承知いたしました。

【松本部長】

なお、議事録は神奈川地方審議会運営規定により、部長と部長が指名した委員2名が署名することとなっております。

本日の議事録署名は、労働者代表として高橋委員、使用者代表として石部委員にお願いいたします。

なお、議事録につきましても公開の対象となりますので、御了解願います。

それでは、次第に従いまして、事務局から労働災害防止対策の推進状況を説明させていただきます。

まず、第12次労働災害防止推進計画について、梅津安全課長お願いします。

【安全課長】

ただいまご紹介いただきました、神奈川労働局労働基準部安全課長をしております梅津と申します。よろしくお願いいたします。

お手元にお配りしております労働災害防止計画、資料3から説明させていただきますが、厚生労働省が策定した計画でございますので、分量がございますので、まとめましたパンフレット、資料4で説明させていただきますと思います。

第12次労働災害防止計画（平成25年度～29年度）、「誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために」となっております。

ページをめくっていただいて、「計画が目指す社会」になりますが、「全ての関係者（国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など）がこの意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動をとることにより、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。」となっております。

「計画の数値目標」でございますが、平成24年と比較して、平成29年までに、「死亡災害の撲滅を目指して、労働災害による死亡者の数を15%以上減少させる」「労働災害による休業4日以上の死傷者の数を15%以上減少させる」という目標を国で設定しております。

重点施策がいろいろとありますが、4ページに「社会の変化と安全衛生施策の方向性」ということで、アウトラインの記載がございますので、説明させていただきます。

一番目は「第三次産業の労働者数の増大と労働災害の変化」です。高度経済成長期には製造業と建設業の雇用者数が全体の4割を超えていましたが、現在は第三次産業の雇用者数が7割以上になっています。これが右側の棒グラフに記載されていますが、昭和45年に対して平成22年では、第三次産業の雇用者数がだいぶ増えています。ただ、死亡災害につきましては、建設業や製造業で多く発生しているという状況です。

二番目に「リーマンショックと東日本大震災の影響」とありまして、平成20年9月のリーマンショックによる経済活動の低迷によって、平成21年の労働災害は大幅に減りましたが、その後は3年連続で増加しています。ある面では経済活動が修復していると思われなくもないのですが、連続して増加ということが昭和54、55年以来の望ましくないものであり、対応に苦慮している状況です。

三番目ですが「非正規労働者等の増加と外部委託の広がり」ということで、右側の円グラフをご覧になっていただきますと、昭和60年から平成22年で、正規職員が84%から66%に減少し、非正規労働者が16%から34%に非常に増えていて、その多くが第三次産業に集中しています。また、従来の事業者、労働者という関係に加えて、業務の外部委託など請負関係のもののがかなり増えてきているので、安全衛生管理責任について複雑さを増しています。事業者責任によって労働災害防止を進め難くなってきています。危険な機械や化学物質による労働災害を防止するには、その製造・販売者などが危険情報をユーザーに伝えることも求められています。

四番目に「少子高齢化の影響」とあります。これも右側のグラフをご覧になってください。休業発生千人率とあります。千人率という言葉について確認しますと、千人あたりどれだけ災害が発生しているかということです。60歳以上のところが丸で囲まれています。千人率が高くなっています。また、高齢者の災害となりますと、休業日数も長くなる傾向にあります。

五番目ですが「技術革新に対応した規制のあり方」ということで、今まで災害防止というと、労働安全衛生法を中心に労働災害防止に関する基準により対応していた部分がありますが、昨今の災害発生状況を見ますと、法律だけで対応しにくい、是正対策をとっていただくのが難しくなっていて、危険有害要因、いわゆるリスク管理を自主的にある程度事業者委ねるという方向になっていて、その意味から企業による創意工夫 専門家によるサポートをあげています。

六番目に「行政を取り巻く環境の変化」ですが、行政職員の定員が減ってきていて、行政の減量、効率化が求められる一方、災害は増えているという相反する状況になっています。こういった状況に対応するには、業界の自主的な取り組みや業界団体との連携が必要になってきています。

七番目としてですが「社会に開かれた安全衛生対策」ですが、労働災害は、特に、昨今、第三次産業のようにいろいろ産業が広がるにつれて、一部の危険な作業に従事する人だけの問題ではありません。誰もが遭遇しうる身近なリスクであるという認識を社会で共有していただくということで、安全衛生を巡る問題を「見える化」していこうということをお願いしています。右側の青い囲みの中に、「あの会社は、安全衛生に熱心に取り組んでいる。従業員を大切にしているね。」とありますが、そういったものを周知していきたいということでございます。

次に、今のところと関係するのですが、安全プロジェクトというものを、一昨年から本省の方で取り組んでいます。一生懸命、安全管理、衛生管理に取り組んでいる、労働者を大切に管理している事業場を広く紹介するというものです。優良な事業場をホームページ上で紹介させていただいております。私

ども、優良事業場については、7月1日から7日の全国安全週間で表彰させていただいていますが、そういった事業場を含めて、そういった活動を広く紹介させていただく事業を進めております。これが災害防止計画の中に入っています。

次に、当局版の労働災害防止推進計画の説明に入らせていただきます。資料番号6になりますが、分量が多いので、要約した資料で説明させていただきます。その前に、第11次労働災害防止推進計画の実施状況について、今までどの程度対応していたのか、行政の取組状況についてご説明いたします。

資料番号7ですが、「第11次労働災害防止推進計画」期間中の労働災害発生状況となっています。基準年が平成19年で、死傷災害が7,096人、死亡災害が58人でした。平成20年からの計画ですので、このとき目標設定した数字は、死傷災害6,000人、死亡災害45人で、死傷災害については15%減、死亡災害については20%減を下回るというものでした。死亡災害については、平成20年に44人まで落ちたのですが、その後上昇基調で、平成24年は46人で、目標値に対しては1人プラスとなりましたが、一定の効果は出たと思っております。ただ、休業4日以上死傷災害については、平成24年は6,689人で、平成21年度以降、上昇基調にあり、目標値を大幅に上回るという結果になっています。昨年、2年連続上昇基調にあったことから、様々な取組みをしていますので、ご説明します。

平成24年6月に災害防止に向けた緊急取組みを実施しました。23年末の状況を踏まえて軌道修正したものです。死傷災害が前年比1.4%増、平成23年には減少した製造業が7.8%増、陸上貨物運送事業7.3%増、商業8.9%増で、内容的には、製造業では「はさまれ、巻き込まれ」、陸上貨物運送事業では「墜落、転落」、商業では「転倒」が多くなっています。死亡災害は前年比3人の増加、特に製造業の死亡者がプラス4人、前年比2.3倍で、死亡者数7人は、47都道府県で最も多い県となり、何とかしなければいけないということで、こういった取組みをさせていただきました。

具体的には、災害防止主眼の監督・指導を大幅に強化、製造業に関しては、局幹部によるパトロールの実施、災防団体等関係団体に対する文書要請、会議・研修等における局署幹部・職員からの指導・要請といったこととなります。ちょうど、安全週間の準備期間が6月、7月1日から7日までの1週間が安全週間で、この時期に合わせて早めにやったということです。右のページに、神奈川労働局長による事業場パトロールを実施とあります。場所は横浜市磯子区にある日清オイリオで、油関係の製造業ですが、製造業の災害が多いことから実施させていただきました。この事業場は陸上貨物運送事業場の荷主対策について十分配慮していただいていることと、こういうことをすると災害につながるよという危険体感型の「安全塾」という教育施設を持っているということもあり、パトロールをさせていただきました。また、局長パトロールを実施した目的ですが、ただ行っただけでは、それで済んでしまいますので、施設の紹介を含めて報道機関の方に報道していただきたいというのがあって、ご協力をお願いしました。結果として、テレビ神奈川には夕方と夜のニュースで報道していただきました。また、労働新聞社の方にも報道していただきました。

次のページですが、死亡災害撲滅強調期間です。災害はある程度は減ってきている状況でしたが、それでも昨年同期比2.0%増で、死亡者は31人で昨年同期比7人減でした。死亡災害撲滅強調期間を実施した時期は、11月、12月で、なぜこの時期に実施したかということ、年末にかけて毎年建設業の死亡災害が多発する傾向にありまして、建設業に対する取組みの強化を中心に対応させていただきました。次のページに期間中の問題とか実施内容がありまして、細かいところは省略させていただきますが、次のページに局長パトロールの現場についての記載があります。場所は相鉄・JR直通線の西谷トンネ

ルと羽沢駅の工事現場です。これも、死亡災害の対策として、建設業を対象とさせていただきました。当日は、テレビ神奈川、建設業の関連業界誌の建通新聞に取材申し込みをいただきまして、報道していただきました。

その結果でございますが、次のページのとおり記者発表いたしました。実施内容についての発表というのは、当たり前のことを行っているという意識がありまして、あまりやってなかったのですが、今回は、緊急的な取組ということでございましたので、発表させていただきました。立入事業場数が1,813事業場、その際の労働災害防止等の法違反指摘件数820件、全ての違反を含めると2,200件の指摘でした。その中で墜落災害防止関連100件、機械等へのはさまれ防止関連25件で、これらは死亡災害に直結するという点で重点的な取組を監督署に指示した内容です。それ以外に、災害防止大会を実施したり、地方公共団体への協力要請、文書要請をさせていただきました。実施結果としまして、死傷災害6,024件、対前年比1.6%増ということで、やや増加率が減少しました。死亡災害は41人、前年同期マイナス7人、残念ながら期間中に5の方が亡くなっています。ただ、アンダーラインのところですが、期間中の1か月当たり2.5人の発生で、平成24年の月平均3.4人と比べて、一定の効果があったと思います。ただ、残念ながら死亡災害の5件中の3件が、11月下旬から12月上旬にかけて改修工事で20歳前後の方が亡くなっており、決して喜べるような状況ではないということで、さらに取組みを強化しなければならないという認識を持った次第です。

次に、第12次労働災害防止推進計画のポイント、資料番号8です。

平成24年の状況、最終的な確定数、これは12次防の基準年ですが、死亡者数46人、対前年比8人減少、死傷者数6,689人、対前年比1.5%増加です。増加傾向にある業種として、道路旅客運送事業、小売業、社会福祉施設、飲食店、食料品製造業です。資料番号6の1ページをご覧ください。ここに年別の推移があります。さらにページをめくっていただいて2ページに円グラフがありまして、これを見ていただくとわかりやすいと思います。さらに下に、それぞれの業種の折れ線グラフがあって推移を示しています。

平成24年度の死亡災害のうち約半数は製造業、建設業で発生していきまして、製造業16%、建設業37%とこの2業種でかなり大きなウエイトを占めています。死亡災害では、「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「交通事故」で約6割となっています。また、休業災害では、「墜落・転落」「転倒」「動作の反動・無理な動作（腰痛）」で約5割となっています。3ページに円グラフがあります。

それと、「50歳以上」の労働者が被災する割合が高く、死亡災害で5割以上、死傷災害で約4割、特に「小売業」「社会福祉施設」において割合が高くなっています。

「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」「食料品製造業」においては「非正規雇用労働者」の就業率が高く、被災する割合も高くなっています。

業務上疾病のうち「腰痛」の発生件数は「社会福祉施設」において増加傾向にあります。

計画期間は平成25年度から29年度で、計画の目標として、平成29年までに、死亡者数、死傷者数をそれぞれ15%以上減少させるということで、全国の数字と同じです。最終目標数値については、死亡者数を39人以下、死傷者数を5,600人以下と設定しています。

4つの重点施策として、一番目は「労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化」については、後で説明いたします。二番目は「行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働の強化」、三番目は「社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進」ですが、先ほど安全プロジェクトのところでありましたが、経営トップによる意識改革が非常に重要でありますし、不安全行動

防止と危険感受性向上のためのキャンペーン活動を進めたいと思います。四番目は「発注者、製造者、施設等の管理者による取組の強化」ということで、最近特にこの辺が対策の目玉になっているところでして、「建設工事発注者に対する要請」ですが、災害防止に対する機運は事業者にあるのですが、事業者だけでは対応できない、力のあるところに入っていただくということです。「荷主による取組の促進」ですが、陸上貨物運送事業の災害発生場所は荷主の現場が多く、特に死亡災害につながる墜落災害については荷主さんの方で対応してもらうような取組を進めていきます。機械はさまれ防止対策につながる「機械設備の本質安全化の促進」も進めていきます。

ページをめくっていただいて、重点業種対策ですが、まず一点目にあげているのは第三次産業対策です。小売業として、大規模店舗・多店舗展開企業を重点とした取組ということで、規模的に大きい業種からという形になっていますが、通常規模が大きいと災害が減るという傾向がありますが、小売業の場合はそういう傾向が顕著に出ていませんし、50人以上になるとさまざまな管理体制を取る法律上の義務が出てきますので、その規模の取組ができる体制があるところから対応していきます。その中で、バックヤードを中心とした作業場の安全化があります。小売業はお客さんに対する対策は一生懸命やってらっしゃるのですが、従業員だけが行動するバックヤードについては、やや安全管理状況、設備が希薄な部分がありますので、その辺を中心に対応させていただきたいと思います。災害発生を契機とした事業場に対する指導・啓発による安全管理水準の向上とありますが、三次産業においてはトータルにすると災害が多いですが、1事業場当たりの発生件数では他の業種に比べて低く、災害があった途端に真剣に聞いていただけるということ状況なので、災害があったということは不幸なことではあるのですが、災害があったときにさまざまなリスク要因でつぶしていこうというのがこの取組です。中災防、関係防災団体等との連携とありますが、そういった団体に説明会、研修会を実施していただくというものです。小零細事業場に対する集団指導ですが、商店街という、なかなか安全管理、災害防止に取り組んでもらえていないのですが、啓発・指導を行っていこうということです。

次に、社会福祉施設です。地方公共団体との連携として説明会、研修会の機会の充実とあります。社会保険施設は介護保険の関係で地方公共団体との関係が強く、かなりの事業場を集められるので、連携して対応していきたいと思います。また、「職場における腰痛予防対策指針」の周知とありますが、今年度中に改定が予定されていますので、新しい指針についても周知を進めていきます。

飲食店ですが、これも多店舗展開企業を中心とした取組になります。経営トップに対する働きかけ、安全衛生担当者の明確化、安全衛生教育の継続的实施などをあげていますが、正直なところ今まで取組がなかった事業場ですので、さまざまな工夫をして対応していきたいと思います。

陸上貨物運送事業場対策ですが、先ほど申し上げたとおり、荷役作業における災害防止対策について引き続き対応していきたいと思います。これには陸上貨物運送事業者のみならず、客先である大きな製造業のヤードを持っているようなところとか、流通業者、昨今ではインターネットによる販売が普及しておりますので、そういった発送基地のようなものも考えていきたいと思います。

食料品製造業対策ですが、これは本省版にはございません。神奈川労働局独自にあげております。具体的にどの辺をターゲットにしているかといいますと、コンビニに卸すお弁当や総菜を24時間稼働で作っているところがかなりあります。個別には対応をとっていますが、なかなか実効が上がらない部分があって、今回は推進計画の方にあげています。

次に、建設業対策です。死亡災害対策の重要な要素ですが、墜落・転落災害防止対策に加えて、ハーネス型安全帯の普及促進をあげております。従来の安全帯は腰だけを支えるもので、場合によっては腹

部を圧迫して死亡に至るといふこともありますが、ハーネス型というものは、その危険がなく、ヨーロッパなどではかなり普及しているものです。値段が高くて、中小企業の建設業者への普及が課題かなと思っておりますが、できることから対応をお願いしていきたいと思っております。あと、重機災害、解体工事、自然災害、雇入時など従来型の対応をあげております。

製造業対策についても、リスクアセスメント、はさまれ・巻き込まれ、意識改善等をあげております。

最後に、4ページの重点対策の目標設定ですが、基本的には、本省の労働災害防止計画から来ていますが、神奈川独自のものを説明させていただきます。食料品製造業を目標設定しております。この理由は先ほど申し上げました、コンビニ等関連の食料品製造業の災害対策です。15%以上の減少という目標設定をしております。それと、建設業については、本省版では死亡災害しか目標設定していませんが、神奈川県内の事情を踏まえ、休業災害の目標設定を15%以上減少、製造業においても休業災害の目標設定を15%以上減少としています。それと製造業の死亡災害の目標設定ですが、昨年死亡災害が多発したということで、本省の方では5%という数字を示していますが、当局では10%以上の減少としています。あと、社会福祉施設の10%以上の減少というのが少ないのではと疑問に思われるかもしれませんが、社会福祉施設は年々事業場数が増えていて、労働者数も増えています。10%以上の減少というのは、同じペースで労働者が推移したとして、25%以上の減少に相当しますので、必ずしも小さい目標設定ではないと説明させていただきます。

以上、雑駁な説明でございましたが、第12次労働災害防止推進計画の安全対策について、終わらせていただきます。ありがとうございました。

【松本部長】

ありがとうございました。続きまして、労働衛生分野につきまして、中村健康課長お願いします。

【健康課長】

ただ今紹介をいただきました神奈川労働局健康課長の中村でございます。よろしくお願ひいたします。日ごろ、委員の先生方には、労働衛生水準の向上についてご協力いただき、ありがとうございます。

それでは、私の方から、労働衛生関係について、主に資料番号6の推進計画と資料番号4の本省で作成した災害防止計画の2つを使って説明をさせていただきますと思います。

先ほど、災害防止計画ということで、大きな目標として死傷災害、死亡災害を15%ずつ減少させるという目標がありますので、衛生関係につきましても、こういった目標を達成するために、疾病対策、健康づくり対策をさらに進めていきたいと考えています。はじめに、11次防の期間中の状況がどうだったかということの説明したいと思います。資料番号6の3ページを見ていただきたいと思います。

「ウ 職業性疾病等の発生状況」のところで、表1に平成20年から24年までの全体の疾病発生状況が出ております。平成21年に大幅に下がっていますが、これはリーマンショックの影響かと思っておりますが、その後、688と一気に増加したものの、それ以降はほぼ減少傾向にあるといえます。24年は疾病者数565と出ておりますが、先般、確定値が出まして、580となっております。うち腰痛が401となっておりますが、406で確定しておりますので、よろしくお願ひいたします。疾病の中で、腰痛の占める割合が非常に大きくて約7割を占めているという状況です。

次に図6を見ていただきますと、疾病による死亡者数が出ております。全体で5年間で31名の死亡者が発生していますが、脳・心臓疾患で21名、熱中症が5名、化学物質、精神障害が各2となってい

ます。

精神障害、脳・心臓疾患の労災補償等の状況ですが、4ページの図7に精神障害の労災補償の状況が棒グラフで出ております。青い棒が請求件数、黄色い棒が認定件数で、赤いのが自殺者数となっております。請求件数、認定件数とも右肩上がりとなっております。また、図8が脳・心臓疾患の労災補償の状況ですが、やや増減がありますが、やはり高止まりなのかなと思います。自殺者の数につきましては、全国で十数年続いて3万人以上出ていましたが、去年はやや減りまして2万7千人と聞いています。県内では、平成24年に1,644人で、このうち勤務問題を原因とするのは160人となっております。

化学物質による疾病発生状況ですが、毎年10件程度発生しております。また、有機溶剤中毒、クロム中毒、一酸化炭素中毒といった死亡災害が3件となっております。

熱中症発生状況ですが、平成15年から19年までの5年間、平成20年から24年までの5年間の状況が出ております。過去5年間のトータルで99件、かつこ内は死亡者数で5件となっております。気象条件が大きな影響を示しておりまして、35度以上の猛暑日がどれくらいあったかということで、気象条件に応じた対策をとっていかねばならないと考えています。

腰痛発生状況ですが、疾病の中で腰痛は多くを占めていますが、さらにその中を業種別に見てみますと、社会福祉施設、小売業、陸上貨物運送事業の3業種で、かなりの部分を占めています。特に社会福祉施設では増加傾向を示しています。

5ページのじん肺健康診断の有所見率の状況ですが、じん肺の所見率は減少していますが、新規所見者は、毎年発生している状況になっています。

6ページを開けていただきまして、定期健康診断における有所見率の増加とありますが、11次防の中で、衛生関係の目標を立てていまして、所見率の増加傾向に歯止めをかけて、所見率を5割以下にするというものでしたが、表4に有所見率の推移が出ておりますが、年々増加していきまして、平成23年は54.0%、24年は53.7%ということで、目標の達成には至りませんでした。これにつきましては、労働者の高齢化が進んでいるというような影響や、食生活や運動習慣などが影響しているかと思いますが、ベースとなる健康問題につきましては、今後も注視していかなければいけないと思っております。

こういったことを踏まえて、推進計画をどのように立てようかということで、19ページを開けていただきたいと思っております。「(3)健康確保・職業性疾病対策」で、現状と課題を記載させていただいております。やはり、精神障害、過重労働の対策につきましては、重点課題であると考えておりまして、12次防の中でも重点的に取り組む必要があると考えています。

20ページを開けていただきまして、昨年度に印刷業の胆管がんの問題で大きな社会問題となりまして、そういった化学物質の関係の対策について取組を強化する必要があると考えています。それから、防災計画の達成というところを含めて、職業性疾病の7割を占める腰痛対策、死亡災害が発生している熱中症、化学物質に対する対策が必要と考えています。それぞれの対策について、本省では、小さいパンフレットの11ページ以降に、災害防止計画の目標、施策ということで記載がございます。一方、推進計画においても、本省の目標、あるいは対策を織り込みながら、目標と施策を作成したところでございます。また、本省の目標については、成長戦略を主に列挙して記載されておりまして、あるいは、対策につきましては、制度的な面ですとか新たな事業展開を図るといったところが主に記載がございます。そこを踏まえながら、これまで神奈川として取り組んできた内容をさらに推進するというところで目標を設定させていただいております。

まず、メンタルヘルス対策ですが、これまで11次防の中でも重点として取り組んできましたが、平成23年度から、特にメンタルヘルス指針の中の、心の健康づくり計画の策定指導を重点として取り組んできております。21ページの表5に、神奈川県内の心の健康づくり計画の策定状況が出ています。50人未満で策定率9.6%、50人以上で42.5%、トータルで21%となっています。こういったところで、現在1,308事業場の取組状況を確認しております。防災計画の29年度末において、5,000事業場にもっていきたいとする目標を立てております。具体的には、中小規模事業場への対策、ストレス要因の把握及び職場の改善、職場復帰支援の推進、事業場外資源の活用、それから、神奈川県やいろいろな関係機関との連絡協議会を設けていますが、そういったところとの連携を強化していきたいと思っております。

続いて、資料番号9をご覧くださいなのですが、平成25年度神奈川労働局健康確保対策推進体制イメージ図となっていますが、行政あるいは関係機関がこういった体制で取り組むことにしております。対象となる事業場数、労働者数がそれぞれ23万事業場、320万人と非常に多数の対象を抱えておりますので、行政機関だけではなかなか進まないということもあって、関係の災害防止団体ですとか、労働者健康福祉機構がやっておりますメンタルヘルス支援センター、あるいは関東労災病院、横浜労災病院でやっているメンタルヘルス等の心の健康相談といった、それぞれの機能を生かして取り組んでいきたいということと、そういったものを広く活用していただけるように周知啓発を図っていきたく考えています。それぞれの機関の詳しい資料については、資料番号10がメンタルヘルス対策支援センター、資料番号11が地域産業保健センター、これは監督署単位ごとに設けられており、50人未満の中小零細事業場の健康相談、メンタルヘルス相談を扱うことになっています。それから、資料番号12番に働く人のメンタルヘルスということで、心の健康相談とかメール相談を行ってまして、両方あわせて約1万件の相談に対応していると聞いています。こういったものを活用しながら推進していくこととしています。

推進計画に戻りまして、21ページの過重労働による健康障害防止対策です。これにつきましては、労働時間の適正な把握及び時間外労働の削減といった労働時間対策のほか、長時間労働者に対する健康管理面接指導等を行ってきたところですが、脳心臓疾患の労災の補償請求、認定決定の状況を見ても、対策については引き続き重点課題として取り組む必要があるということで、目標としましては、数値目標とはせず、行動目標といいますか、行政としてこういう風に取り組むということで、長時間労働の排除、面接指導等の実施の推進を目標として取り組むこととしております。具体的な対策の中身については、従来、行ってきた対策を引き続き実施していくこととなります。

次に、化学物質対策です。従来、特定化学物質や有機溶剤について取り組んでいたところですが、昨今は一般労働条件対策を重点に進めたため、やや比重が少なくなってきたというところもありました。しかし、印刷業の胆管がん問題もあり、これを契機にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。本省の災害防止計画では、SDSの交付の推進ということで8割以上という目標をあげていますが、神奈川としましては、SDSの交付の推進も行いますが、これまで化学物質のリスクアセスメントの実施の指導をやってきており、これについての実施割合を5割以上とする目標を立てています。この目標を達成するために、SDSの交付の普及促進、SDSを活用したリスクアセスメントの実施、作業環境管理の徹底、こういったことに取り組んでいこうと考えています。

23ページにいまして、腰痛予防対策です。現状として3業種に多発しているということで、この3業種を重点としますが、いろいろな業種で発生していますので、当局の目標としましては、広く腰痛

の疾病を全体として10%減少させるという目標を立てています。具体的には、予防指針の周知、徹底、あるいは社会福祉施設ではいろいろな介護機器が導入されているというところもありますので、そういったものの普及促進とか、腰痛予防教育の実施といったことに取り組んでいきたいと思っています。また、腰痛対策の取組をよくやっている事業所等の事例を集めて、周知広報にも取り組んでいきたいと思っています。

次に、熱中症対策です。気象条件によって発生状況が増減します。去年は死亡災害ゼロでしたが、一昨年、その前の年と連続して死亡災害が発生しています。そういったこともあって、早期に警戒をして、万が一異常があった場合には迅速に救急措置をとっていただくといった早期の対応をしっかりとやるということに取り組んできたところですが、推進計画においては5年間で熱中症を2割減少させるという目標を立てています。具体的には、早期警戒と適切な作業計画を定めていただく、WBGT値を活用した適切な作業管理、作業環境管理の徹底を図る、熱中症と関係が深い健康診断項目に十分留意していただく、早めの対処を行うといったところです。

次に、粉じん障害防止対策です。これについては、粉じん障害防止総合対策5か年計画で、すでに8次計画を立てておきまして、同じ期間設定でございますので、この総合対策により取り組んでいきたいと考えています。

最後に受動喫煙の防止対策です。これまでガイドラインがございまして、その中で支援制度の周知を行ってまいりましたが、受動喫煙防止対策の必要性の啓発や支援制度の周知といったところで取り組んでいきたいと考えております。神奈川県においては条例がございまして、神奈川県との連携もしっかりやっていきたいと思っております。

以上、私の方から、労働衛生関係の説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

【松本部会長】

ありがとうございました。ただいまのご説明で、質問やご意見があればご発言をお願いします。

【柏木委員】

1 点目は、環境変化なり行政の減量が求められるという話の中で、衛生管理などの面で、労働局自体の体制が心配という感じがします。

2 点目は、推進計画の10ページの6(2)ウで、「地域・職域・学校との連携による国民全体の安全・健康意識の高揚」とありますが、労働組合で、過労死とかサービス残業を見ていると、往々にして、働くということ、賃金をもらうということと、趣味みたいなことときちんと分けて考えられない労働者が育っているのが事実なんです。具体にはどんなことを連携ということで模索しようとしているのか。最初に質問した労働局自体は、働いている人たちは、公務員だからこれは労働基準法に当てはまるけどこっちは人事院のマトリだとか切り分けられていて、これだけ社会が変容したのに、まだ縦割りの中で行われている実態があると、その辺がうまく整理できていないのではないかと考えています。

もうひとつが、陸送の関係で、最近よく聞くのは、コンテナにかかわっても、中身についてはドライバーがまったく知らされていないというのが現実で、片側にバランスが偏って転倒事故があったり、中央では交通基本法とか別の切り口からアプローチしようという話が出てきていましたが、見た目は交通事故かもしれないが、これは労働災害ですから 他の法律との関係の中での働きかけというのはどういう風に議論されているか。以上、3点です。

【松本部長】

最初の2つは部長の方からお願いします。

【労働基準部長】

現行法制からいえば、我々自身、労働基準法等は適用されていませんし、国家公務員法、それから人事院規則があります。ただ、適用されていない理由は労働基準法はすでにクリアされているということでされてないわけですが、さりながら実態はどうかというと、私は、少なくとも労働基準部の職員の健康についてはいろいろ配慮する立場ですから、例えば長時間労働は、局全体として縮減に取り組んでいます。ただ、仕事を減らさないのに縮減しろといっても、持ち帰り残業などにつながりかねませんので、そういうことを含めて仕事をどうやって簡素化する、スキルを上げて能率を上げるとか、そういうことは当然やっているわけです。

2番目ですが、このことについては、11次防まではあまり語られていなくて、12次防で語られるようになっていきます。例えば、先ほどのパンフレットにあったように、お父さんは休みの日はごろごろして、夜は遅く帰ってきて朝は顔も見ないねというようなことではなく、そのお父さんがどのように働いていて、安全、健康を守ることに家族も関心を持っていただきたい。これは掲げたことに意味があって、例えば、今でも学校から依頼があれば安全衛生教育に行っていますし、私自身も時間をもらって行くこともありますので、ここのはむしろこれからということ考えています。また、残業が多いのがいい働き方だというのは使側も思っていないと思います。当たり前ですが、会社にいるということは、その間会社の電気は止められないし、工場のモーターも止められない。アウトプットはどれだけ出ているか、残業代に見合うだけ出ているかという話が経営面からあるでしょうし、働く方からしたら、一時的な注文増に対応して、少しがんばって残業代をいただくというのはあるでしょうが、それは長続きしない。恒常的に残業があるような事業場では、定時までの作業能率は低くなるようです。これは当たり前で、人間、8時間で能率挙げて早く帰ろうという時の働き方と、今日も遅くなるということで11時間ぐらいを目途に仕事をするのでは違う。そういうようなことからすれば、職場の意識は大分変わってきていると思いますし、ぜひ労使ともにそこは変えていただきたい。なぜ8時間労働かというのは、1日は24時間しかない、そのうち8時間は寝なくてはならない。そうすると生活の糧を得るのは8時間。残りの時間で人生を楽しむ、家族との時間がある。1日を3分割した本来の趣旨に立ち戻って、ワークライフバランスをやっていただきたいと思います。

【安全課長】

国交省との間でモデル運送契約を策定するというので、貨物を運送する事業者側と運送を依頼する側の役割分担があるということで、そういうものを作るという話があります。内容的にはまだ分かりませんが、災害に直結するような状況があれば指導していきたいと考えています。

【労働基準部長】

難しいのは、所管する労働安全衛生法というのは、事業者とそこに勤める労働者の労働契約関係に着目して、事業者には安全な職場を提供しなさい、労働者には提供されたらルールを守って安全に働きなさいという形になっています。その関係に入ってこない、陸上貨物運送業の荷主については、例えば、荷主の倉庫で積み下ろしをする際に、トラック運転手さんの荷台からの転落によってけがが多いという

場合に、トラックの事業主が設備について何か措置を取ろうとしても、荷主の倉庫では手は出せない。我々も荷主に労働安全衛生法に基づいて、例えばプラットホームを改修するようにはいえない。そうはいっても、そんなことを言っている場合ではないので、今の法律の枠内で要請をしていくということにしていますし、ただ、荷の積卸ろしはトラックの運転手だけではなく、荷主の従業員の業務でもあるので、荷主側に対して自分のところの従業員の命を守るためにこういう対策をとったらどうかというような指導は法に基づき行えます。

【松本部会長】

他にいかがですか。

【浅海委員】

資料番号7の11次防の緊急的取組ですが、労働災害の発生状況が思わしくないということで、軒並み増加ということと、製造業では特に全国最多の7人が亡くなったということで緊急に取り組んだというご説明がありました。2ページ目に行くと監督・指導を大幅に強化ということで、パトロールとか事業所の立ち入り調査ということになるんですが、なぜ増えたかという原因の分析がここに触れられていないので、一言では言えないかもしれないですが、どういう原因が見出されたので指導を強化されたのでしょうか。

もうひとつ、将来的な方向性として、60代前半まで働く人も増えますし、また、サービス業ですとか健康づくりへの取組が大きな社会的な課題になると思います。腰痛なども原因が非常に複雑だとも聞いていまして、例えばパワハラがあったり長時間労働が恒常化している職場で腰痛が出やすいという可能性もあります。少子化対策も含めて、健全な職場というものを作っていくようなポジティブな発想でやっていかないと、事故が起きて指導を強化するというのではなく、全体として健全な職場というものを指導していただかなければならなくなると思います。そう考えたときに横の連携はどうかと思うわけで、そのあたりの今後の取組の方向性はどのように考えていられるのでしょうか。

【安全課長】

資料としてご用意いたしませんでしたが、母数も母数なので、製造業の7件については個々には問題はありませんが、全体として休業災害を含めて災害内容別にみると、はさまれ・巻き込まれ災害が非常に多くて26%という高比率でした。陸上貨物運送事業は、墜落・転落が30%でした。こういった高比率のものを含めて重点的に監督・指導なりを進めさせていただいています。

【労働基準部長】

補足をさせていただきますと、私は3月までは兵庫労働局で労働基準部長をしております。同じような課題があり、取り組んでいたことから、当局でも同じような産業構造ですので同様と思いますが、例えば、製造業では機械へのはさまれ・巻き込まれ災害が多い、建設業では高所からの墜落・転落災害が多い、これは全国的にそうなんです。ところが、その原因は千差万別で、墜落が多いということでは、法律上は高さ2m以上の場所で作業する場合には足場を組んで作業床を設けなさい、ビルの屋上みたいな所でやるときには、軒が2m以上であれば手すりを設置して墜落防止をなさいとなっている。しかし、実際には2m未満で墜落して亡くなった方は結構いるのです。ヘルメットには、飛来落下物用と被

ったまま墜落して頭を強打したときに衝撃を吸収してくれる発砲スチロールが入った墜落時保護用の二種類がありますが、ヘルメットメーカーによると、飛来落下物用を被って50cmの高さから落ちて鉄板で頭を強打するともう命が危ないというデータがあります。何を申し上げたいかというと、リスクアセスメントが重要ということです。同じ製造業で、製鉄業と食料品製造業ではやっていることが全く違うわけで、その中で高さ2mだけを抽出してということになると、高さ1mの棚から落ちた人は救われない。一方で、リスクアセスメントというのは、作業場ごとに墜落するリスクがあるか抽出し、頻度と重篤度を点数化して掛け算して、点数の高い順から対策をとる。その対策は、法律で定められたものは当然とる。法律で定められていなくても有効だと思われるものは必ずとる。例えば、高さ1mの棚から物を積卸ししようという場合には、図書館にあるようなストッパー付きの踏み台を設けることで、墜落の頻度が減り、リスクが減る。また、それを設けても使わなければまたリスクは上がるので、きちんと使うように教育する。

申し上げたかったことは、事故が起きた場合は、原因というのは一つ一つ違うので、それに対して適切な防止対策をとるため一件一件についてリスクを抽出する。また、大事なのは起きる前からリスク、頻度、重篤度のスコアをつけて高いものから減らしていく。一番いいのはそういう作業はなくすということです。今は、労安法28条の2で、リスクを抽出して、法律で定められていなくても有効なものであったら対策をとるように努めることになっています。決め手はリスクアセスメントを全業種で推し進めるということになるわけです。

【浅海委員】

そうすると、指導強化というのは、きめ細かく足を運んで指導をしていく、その件数が増えれば増えるほど、ある程度抑えられるということでしょうか。

【労働基準部長】

そういうことになります。ただ、23万の事業場に対して、私どもの職員には限りがありますので、一件一件個別に指導するだけでは面の広がりがないので、手段として、例えば中央労働災害防止協会が社会福祉事業に対してやっている安全研修を受けてもらうとか、労務安全衛生協会で講座を作って勉強してもらうとかいった、集団指導というのがありますし、それが行き届かなければ、パンフレットやパトロールした時にできるだけ報道してもらったりして広報活動をしています。つまり、私どもとしては一番効果的なのは、個々の監督官や技官が事業所へ立ち入りをして、きちんと社長や工場長と意見交換をして指導するのが一番だと思いますが、それは数に限りがあるので、トップセミナーなどいろいろなことを行っているということになります。

【健康課長】

先ほど、腰痛の話もありましたが、昨年の秋ぐらいに腰痛の診断指針が変わったり、マスコミとか雑誌に取り上げられたりしています。従来、腰痛というと安静にしていればいいという考え方が主流でしたが、安静ではなくて通常の生活に戻してあげるのが必要で、欧米ではそういった考え方が一般的になっていますが、腰痛の中には画像で映らないような原因が特定できないもののがかなりあって、それが先ほどお話があったストレスとかが原因ではないかという話もあります。そういった新しい情報を踏まえて、私どもは、腰痛の指針が近々改正になるので、セミナーをやったり講習会をやったりということ

考えています。

高齢化に伴って、定年延長されるということですので、そういった方々に優しい職場作りが必要だと思っています。特に、メンタルもそうですし、がんなど、いろいろな私病を抱えて、治療を受けながら働ける職場というものも考えていく必要があると考えています。

それから、神奈川の実践として、メンタルもそうですし、健康づくりということで、神奈川県、政令指定都市を含めた関係機関や労災病院の先生が集まった協議会を設けていまして、その中でこういった取組みを進めていこうかという検討もしています。その他に、研修会を年に1回やっています。その中でそういった取組みをやっている好事例を事業場に発表していただく、そういった広がりをもった取組をやっているところです。

【労働基準部長】

補足させていただきますと、健全な職場というのがキーワードでして、例えば、昨年3月に本省の方でパワハラについての予防解決に向けた提言が出まして、労働局はこれを広めなさいという指示が来ました。問題となるのは、パワハラがあると生産性が上がらないということがありますが、パワハラによって追い詰められて精神疾患を生じるということもあります。それによって会社が訴えられるということもあります。いわゆる業務指導や叱責は結構ですが、働いている人を無用に追い込んで精神に変調をきたすというのは、労使ともに望まないことです。セクハラもそうですが、法律的な問題、事業場の取組など、メンタルヘルスの関係でどういうことをしたらいいかをワンパッケージとして広めていくこととしています。

【松本部長】

他にはいかがですか。

【石部委員】

資料番号9に健康確保対策の推進体制がありますが、基準法や安衛法適用事業場が23万事業場で、該当労働者が320万人ということですが、今の産業構造は変わってきていますし、兵庫県とかなり似ている部分もあると思いますが、ものづくり立県といいながら、特に空洞化が進んできているので、正確なデータがあるわけではありませんが、製造業の比率も変わってきていると思います。900万人県民で安衛法適用対象が320万人で、後は個人事業主だとか、働いていない人たち、子供、老人ということだとして、トレンドとして、事業場と人数は増えているのでしょうか。

【労働基準部長】

まず、データの根拠を申し上げますと、経済センサスをもとにしています。経済センサスは自営業で人を雇っていないものも入っているので、そういったものは抜いて推計したということです。23万事業場のデータベースを持っているというわけではありません。手元に過去との比較がないですが、基本的には、建設業とか製造業が減る以上に第三次産業の事業場がどんどん増えていますので、事業場数は増えているのではないのでしょうか。それから、県の人口そのものは、この10年間で100万人ぐらい増えたのではないのでしょうか。私は埼玉の基準部長もしていましたが、南関東の一都三県というのは、日本全体のトレンドとは違っています。多分この10年間で埼玉も千葉も100万人ぐらい増えていま

す。そうすると、事業場数そのものは増えていると思いますが、新たに神奈川県内で千人以上の製造業の事業場が設置されたという話がありますか。

【石部委員】

逆の話が多いので憂慮しているのですが、雇用の統計データでは、神奈川は有効求人倍率や完全失業率が47都道府県で40番前後をうろうろしている。建設業は別だと思いますが、製造業のウエイトが減った分は、フリーターやニートを経由したケースもあるのかもしれませんが、すごい勢いで第三次産業に就業構造が変わってきているということで、果たしてこれで経済の成長エンジンが回っていくのかなと思います。一方で、労働法制で、高齢者雇用安定法の整備があつてということですが、健康や疾病を考えると雇用のデータや実績が上がっていかない中で、企業は活動と株主へのしかるべき報告という点で非常に苦慮しているという実情があります。あれもこれもやっていかなくてはいけない。特に、一昨年から昨年は、働き方よりもまず雇用の確保が優先になっているので、働く人の安全とか衛生の問題もということでなかなか整備し切れていないし、足元の変化が激しいので、先ほどの中期計画でもなかなか満足いく結果出ていないというところかと思います。忙しくないからモラルが下がって安全成績が悪くなるということではないと思いますが、繁忙とか株主特有のことが統計データとどういう関連になるのかわかりませんが、我々の常識的には、忙しくなれば結果的に労災も増えるということですが、この数年間、リーマンショック以降、慢性病のような形で景気が悪い中で、それで安全成績も必ずしも良くない、そういう風にリンクしているという感じもしています。

【労働基準部長】

兵庫では、製造業と建設業では死亡者数が減っています。47労働局とその産業界、労働界も、一人でもけが人を減らそうと必死にやっているわけですが、その中で神奈川でどうやって減らしていこうかといった時に、石部委員が言われたように、製造業が減りつつあるのですが、会社も新規採用抑制が相当長く続いているので、今回の65歳までの定年延長を利用して、技能者を65歳まで置いておいて、高卒でも大卒でも素質のある人を入れて、何とか技能を伝承させないと危ないという危機感を持っているように思います。人間いつでもやり直しはきくんですけれども、できれば若いうちにある一定のスキルを身に付けてる人が増えるような、神奈川の産業界になることを期待しています。

【石部委員】

私どもの団体としては、カバー率が非常に少なく、どちらかというと製造業が気になるのですが、いずれにしても、元気が出る措置、少し成長できるようなプラスの部分がないと、なかなかそこを中心に引っ張っていけるという形にならない。雇用そのものも、働き方の中身も、安全も健康もブラッシュアップされないのでは困るなと感じるところです。今は過渡期でもあるし、耐えていかなければならないという感じ です。

【労働基準部長】

この様な話を聞いたことがあります。有機溶剤を使っている現場で休憩時間にタバコを吸っている若者がいる。びっくりして注意するわけですが、よくよく考えてみると、「ベテランはそんなところでタバコを吸ってはいけないということが身に染み付いているけれども、その若者に、有機溶剤は体に入れ

ば毒性があるとか、火気があれば危ないということをきちんと身に付けるように教育したか。」と反省されたということです。

また、先ほど日清オイリオさんの話が出ましたが、安全道場というような形で、体験型の安全教育施設、例えば、高さ2mのところから飛び降りてもけがしないでしょうという人がいますが、実際にマネキンを落とすとばらばらになる、そういうのを見せることで、だいぶ工夫をされているのではないのでしょうか。ベテランの安全意識とか、衛生意識とかが新規採用者にどうやったら引き継がれるかというのがまさに教育の課題だと思います。

【石部委員】

企業内教育は、私どもが認識しているのは、成熟産業である製造業はこの部分にかなり力を入れてやっています。おっしゃるように、若い人とか高齢者で加齢による問題をいかにカバーできるかというのがポイントだと思います。

【労働基準部長】

我々は長い間、製造業、建設業、陸上貨物運送業といった災害の多いところに力を入れてきましたが、第三次産業については今まであまりアプローチしてなかったので、安全衛生管理体制を作るとか、それを動かすとか、リスクアセスメントをするとかという意識が浸透していないのが現状です。その土台をつくっていくのが12次防の課題だと思います。5年後にがたっと減るというよりも、5年間かけてそういったことを第三次産業の方々の経営トップに浸透させて、不完全ながらもそういう体制を作って回していただく、そういう5年間かなと思います。

【石部委員】

第三次産業は、非常に母数が大きくてばらつきが大きいです。全部が遵法意識がないということではないですが、あまりにも様々で、一体的にも大変でしょうし、個別の指導も含めて大変だと思います。

【松本部会長】

私の方から1点お聞きしたいのですが、社会福祉施設は株式会社組織と社会福祉法人で労災の発生率は違うものなのではないでしょうか。一般的に考えると、利潤を追求するような株式会社の方が労働条件が厳しいので労災の発生率が高いのではないのでしょうか。今後、株式会社がどんどん進出してきたら、さらに災害が高まる、先ほど、10%減少、実質25%減少とおっしゃいましたが、現実にはもっと発生率が上がるのではないかと。その辺の分析とか、実態、見通しは検討されているのでしょうか。

【労働基準部長】

まず、災害統計は、例えば商業とか保健衛生業という分類でデータを取っていました。今回からその内訳である卸売業、小売業、社会福祉施設と飲食店についてもデータを特出しするように考えています。ただ、松本部会長がおっしゃるような社会福祉施設の経営主体ごとにとるという発想は今までありませんでしたのでデータはございません。

分析のツールをどうするのかは考えたいと思います。ただ、株式会社系のところは母体が製造業や建設業のところもあり、その場合、本社の安全衛生管理体制を持ち込んでいるので、松本部会長がおし

やるような点は一概にはどうなのかなという感じはします。

【安全課長】

やはり同じような感覚はあります。今まで労働基準行政と接触があったところは安全衛生の意識はあるが、社会福祉施設とはそうではないので、そのような意識をお願いしていくのが大変なのかなと思います。

【松本部部长】

職員のモラルとして、社会福祉法人に入ってくる人というのはその方面を目指して入ってくる人が多いが、株式会社でスキルや使命感がない人が入ってくるとなると事故率が高くなるのではないかということが一般的には考えられるので、そういうのがデータの的にあるのであればお聞きしたいと思ったわけです。もし、今後そういうデータを取って分析すれば、事故率が高いという結果が出るかもしれません。もしそのようなデータが出て分析されれば教えていただきたい。

他に何かありますか。

時間を少し過ぎてしまいましたが、これで本日の審議を終了いたします。それでは事務局に進行をお返しします。

【事務局】

本日は、御多忙のところ御出席いただき、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

本日の議事録につきましては、作成次第、部部长、高橋委員、石部委員の御連絡の上、御署名をいただきに伺いますので、その際はよろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。